



公共料金について

Ⅰ 消費者委員会は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、平成21年9月1日、内閣府に消費者庁とは切りはなされた形で設置された新しい組織（いわゆる8条委員会）で、重要な消費者問題について、自ら独立して調査・審議し、関係省庁に対して必要な建議等を行うとともに、諮問に応じた審議会としても活動し、他方で、消費者庁をはじめとする関係省庁の消費者行政全般に対して独立して監視機能を果たすという幅広い任務を帯びた第三者機関である。同時に、消費者の声を、行政に届けるというパイプ機能も期待されている。昨年9月、第2次の消費者委員会が立ち上がり、現在10名の委員がその職務に従事している*。委員会の下部組織には、2つの部会（食品表示部会、新開発食品調査部会）があり、その他必要に応じて、消費者安全専門調査会のような専門調査会等での審議を進めていくこととなっている。

委員会は発足以来、さまざまな消費者問題について審議を行い、建議や提言等を行っている。例えば、エステ・美容医療に関するトラブル、住宅リフォームに関する消費者問題、投資用マンションの勧誘被害、有料老人ホームの契約問題、自動車リコール制度等について、関係省庁に対する建議を行い、一定期間経過後に、改善状況等についての報告を求めている。その他、貴金属等の訪問買取り被害、決済代行業を経由したインターネット取引被害、未公開株取引被害、こんにゃく入りゼリー事故に関する提言等を行っており、制度の改正や運用の改善に結びつけ、相当の成果を上げているとあってよい。最近では、「消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」や「住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言」などを発出し、また、昨年12月からワーキング・チームによって、消費者契約法（実体法部分）の見直しに向けた検討作業も行っている。

今回は、本年2月28日に発出した「公共料金問題についての建議」について簡単に紹介することにしよう**。

Ⅱ 周知のように、福島第一原発事故のあおりを受けて、電力需給が大幅な影響を受けるとともに、発電コストの上昇等を理由に東京電力が電力料金値上げ申請を企図していることが報道されている。消費者委員会は、これに先立ち、各種の「公共料金」の決定過程に問題があるとの認識の下で、数カ月にわたって検討作業を進めていたところ、電力料金値上げとの関係で、にわかはこの問題がクローズ・アップされるところとなった。消費者庁もまた、担当副大臣の主宰の下、消費者代表、学識経験者等を構成員として本年2月に「公共料金に関する研究会」を急遽立ち上げ、検討作業を行い、4月16日には「中間報告とりまとめ」を出す段階に達している。いうまでもなく、建議の中心となった消費者委員会の委員もこれにオブザーバーとして参画している。今後の、東京電力による家庭用電気料金値上げ申請に対して、経産省・消費者庁・消費者委員会がどのような形で対応すべきかは、重要な具体的課題の1つであるが、公共料金全般についても改善すべき点は少なくない。

Ⅲ 電気・都市ガス・水道・鉄道・高速道路料金・固定電話などの公共料金の決定は、その時点での政策的配慮もあって、一筋縄で処理できる問題ではない。しかし、それが家計に大きな影響を及ぼすこともあって、消費者にとっては重大な関心事の1つである。公共サービスの生活との密着性・事業の独占性・公共性などに鑑み、その料金の決定内容と根拠については、事業者の説明責任が尽くされることが強く求められよう。ところが、その決定までの仕組みはブラックボックスに近く、利用者不在で決定されているのではないかといった批判が絶えない。しかも、概して競争に晒されることの乏しいわが国の公共料金